



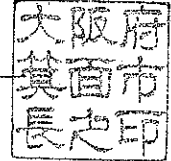
様式第4号（第5条関係）

行政文書部分開示決定通知書

箕都交第195号の2
平成18年 2月28日

箕面都市開発株式会社
代表取締役 日永田 実 殿

箕面市長 藤 沢 純



平成18年2月14日付けで開示請求のあった行政文書の開示については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、箕面市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。

開示請求された行政文書の名称又は内容	箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場指定管理募集に伴う以下の書類 1～5のうち、1, 2, 3及び5のうち、12月23日の審査会の議事録 1. 審査選定方法を定める審査選定要綱を決定した文書 2. 審査員及び審査委員長を選定することを決定した文書 3. 第2次審査の審査要綱（基準項目・配点・審査方法・集計方法等）を決定した根拠を示す文書 5. 第2次審査の検討プロセスを示す資料（12月23日の審査会の議事録）
開示できない部分及び理由	箕面市情報公開条例第7条第2号に該当 （開示できない部分の概要） 指定管理候補者以外の採点にかかる団体名称 （理由）指定管理者候補者以外の採点にかかる団体名称を開示することにより、当該団体の名誉、及び社会的評価が損なわれ、競争上の地位等を明らかに害するものであるため。
希望された開示方法	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望） <input type="checkbox"/> その他（ ）
開 示 の 日 時	平成18年 3月 3日（金） <input type="checkbox"/> 午前・午後11時00分
開 示 の 場 所	総務部 総務課
開 示 可 能 期 日	なし。

担 当 課	都市計画 部 交通政策 課（電話072-723-2121（内線3426））
-------	---------------------------------------

(注) 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 当日都合が悪い場合その他開示についてのお問い合わせは、担当課まで連絡してください

- い。
- 3 (教示) 開示可能期日欄は、請求に係る行政文書の開示することができない部分について、開示できない理由がなくなる期日を、あらかじめ明示することができるときに記入しています。この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に箕面市長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、箕面市を被告として（訴訟において箕面市を代表する者は箕面市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、異議申立てをした場合には、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。